

2024年ディスクロージャー

DISCLOSURE |

2024



— お金のことならまずご相談を —

けんしん
秋田県信用組合



ちかくにいるから、
チカラになれる。

当組合の概要

創立	昭和23年12月
本店所在地	秋田市南通亀の町4番5号
営業地域	秋田県内全域
出資金	22億11百万円
組合員数	20,466人
自己資本比率	9.30%
預金	959億円
貸出金	624億円
店舗数	15店舗
常勤役職員数	115人

(令和6年3月31日現在)

今年も希望に燃える元気な若者たちが入組しました



事業方針

■経営理念

- けんしんは、経営体質を強化し健全性を確立して、組合員やお客様のニーズに応え、存在感ある協同組織金融機関を目指します
- けんしんは、金融機能を充実して、地域社会の発展とそこに住む人々の豊かな生活づくりにお役にたちます
- けんしんは、働き甲斐のある職場を創造して、街を愛し、人を愛し、誰からも信頼される明るく元気な職員を育てます

■経営方針

- 経営体質の強化と財務内容の健全化に取組む
- 経営基盤の拡充をはかり、安定規模の確立をすすめる
- 人材の育成をすすめ、活力ある職場を創造する
- 各種業務機能と金融サービスを充実する

■第4次中期経営計画

- 基本戦略Ⅰ 地域経済活性化への取組み
- 基本戦略Ⅱ 営業基盤・収益基盤拡大への取組み
- 基本戦略Ⅲ 人材・組織強化への取組み

目 次

当組合の概要	1	コンプライアンス態勢	16
ごあいさつ	2	リスク管理態勢	17
令和5年度経営環境・事業概況	3	主な事業の内容	18
主な経営指標	4	主な手数料一覧	19
総代会	5	当組合のあゆみ	20
事業の組織	6	資料編	21
地域とのつながり	7	索引	34
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	13	(各開示項目のページを記載しております)	

ごあいさつ

会長
北林貞男理事長
藤原保

平素は秋田県信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和5年度の業績および経営の状況をご報告し、私どもの取組みについてご理解を深めていただくために、「DISCLOSURE 2024」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和5年度は、第4次中期経営計画（令和4年度～6年度）のもと、引き続き「稼ぐ力」の強化に向け活動してまいりました。その結果、増益を確保し、自己資本比率は9.30%に上昇しました。これも皆様のご愛顧の賜物であり、心よりお礼申し上げます。

私ども秋田県信用組合は、地域経済の活性化に資することを最重要課題として、様々な取組みを実践しております。その基本は常にお客様のもとへ足を運び直接お話しを伺うことにあり、信用組合の原点である「足で稼ぐ」営業を実践してまいります。

令和6年度は第4次中期経営計画の最終年として、役職員が一丸となって各施策への取組みを強化し、訪問活動を通してお客様により良い金融サービスと課題解決のお役に立つご提案を行ってまいります。今後とも皆様の一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



令和5年度 経営環境・事業概況

(事業方針)

令和5年度は、第4次中期経営計画（計画期間：令和4年4月～令和7年3月）の2年度目でありました。

同計画において3つの基本戦略（1）地域経済活性化への取組み、（2）営業基盤・収益基盤拡大への取組み、（3）人材・組織強化への取組みを掲げ、信用組合の原点である「足で稼ぐ」営業の実践により、「稼ぐ力」の強化に向け活動しました。

その結果、令和5年度決算では後述のとおり当期純利益2億29百万円を計上できしたことなどによって自己資本が増加し、自己資本比率は9.30%に上昇しました。

(金融経済環境)

令和5年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって社会経済活動の持ち直しの動きがみられるもののエネルギー価格の高止まり、食料品価格の高騰、個人消費低迷を反映した景気減速、欧米における金利引締め政策の継続などにより足踏みの状況となりました。各金融機関とも本業である貸出金利息収入が減少傾向にあるほか、有価証券運用も厳しい状況にあり、店舗統廃合や非金利収入の増加にその補完を求める金融機関も見られます。

先行きにつきましては、資源価格の高騰や急速な円安による物価上昇の影響が長期化し、海外経済の減速や業種を問わず人手不足の深刻化等も懸念されるなど不透明な状況にあり、令和6年度の当組合の業績にも影響することが見込まれます。

このような経済環境の中において金融機関には、DXの推進、サステナブルファイナンスへの取組みが求められており、気候変動や格差、人口減少、人材確保等の社会的課題への対応が必要となっています。

(業績)

令和5年度業績のうち、預金積金は、法人預金が7億97百万円増加したものの、個人預金が7億55百万円、個人事業主預金が55百万円それぞれ減少し、期末残高は959億円（前期比較6百万円/0.006%増加）、期中平均残高は1,010億円（前期比較2百万円/0.002%減少）となりました。貸出金は、個人、一般法人、地公体向けの融資は増加しましたが、個人事業主、非課税法人の融資減少により、期末残高は624億円（前期比較11億円/1.8%増加）、期中平均残高は615億円（前期比較6億円/1.0%減少）となりました。

経常収益は、17億98百万円（前期比較1億23百万円増収）となりました。このうち貸出金利息は13億79百万（前期比較4百万円減収）、有価証券利息配当金は1億23百万円（前期比較1百万円減収）であります。

経常費用は、14億50百万円（前期比較18百万円増加）となりました。このうち預金利息は9百万円（前期比較2百万円減少）、経費は人件費6億68百万円（前期比較18百万円減少）、物件費4億45百万円（前期比較2百万円減少）などにより、総額11億68百万円（前期比較33百万円減少）であります。

この結果、経常利益は3億47百万円（前期比較1億5百万円増益）の計上となり、本業の実質的な利益であるコア業務純益は4億64百万円（前期比較1億7百万円増益）となりました。経常利益から法人税等の納税充当金等を控除した当期純利益は2億29百万円（前期比較11百万円増益）を計上することができます。

きました。

なお、金融機関の経営の健全性を示す指標である自己資本比率につきましては、9.30%（前期比較0.03ポイント上昇）となり国内基準である4%を上回っております。

(事業の展望・課題)

令和4年度を初年度とする第4次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の最終年として「変革とチャレンジ2ndステージ」をスローガンに、信用組合の原点である「足で稼ぐ営業」をこれまで以上に徹底してまいります。

具体的には、3つの基本戦略「地域経済活性化への取組み」、「営業基盤・収益基盤の拡大への取組み」、「人材・組織強化への取組み」に掲げた重点施策を継続して実施してまいります。

令和5年度は、貸出金の期中平残は減少となりましたが、期末残高は増加しました。また、預金金利が上昇基調にある中で収益環境は厳しくなっており、本業の稼ぐ力を組織全体としてアップさせることが課題です。

さらに、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、地域内のお客様に寄り添った活動の質と量を高め、信頼関係を更に深めながら『稼ぐ力』の強化に総力を挙げて取組み、各種支援を通して貸出金の増加による適正利益の確保に努めてまいります。

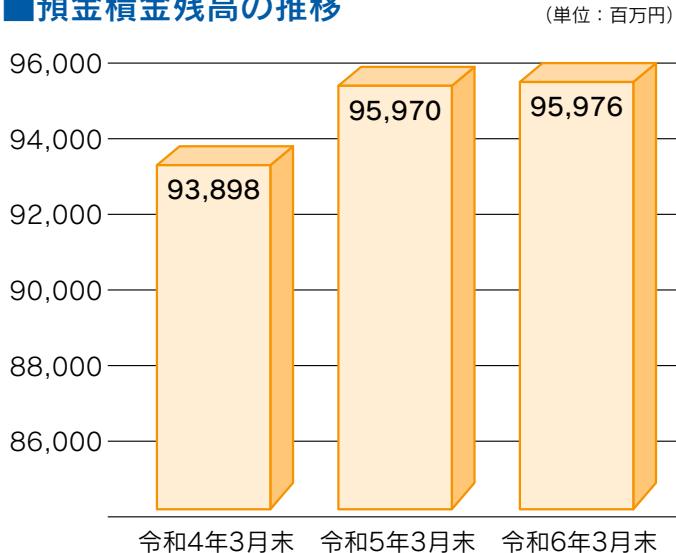
信用組合は地域と運命共同体であり、常にお客様に寄り添い、頼りになる存在であらねばならないという私たちの「原点」を堅持し、「変革へのチャレンジ」をさらに進め、『けんしん』の存在感を高めるために、役職員が一丸となって計画の達成に取組んでまいります。

以上

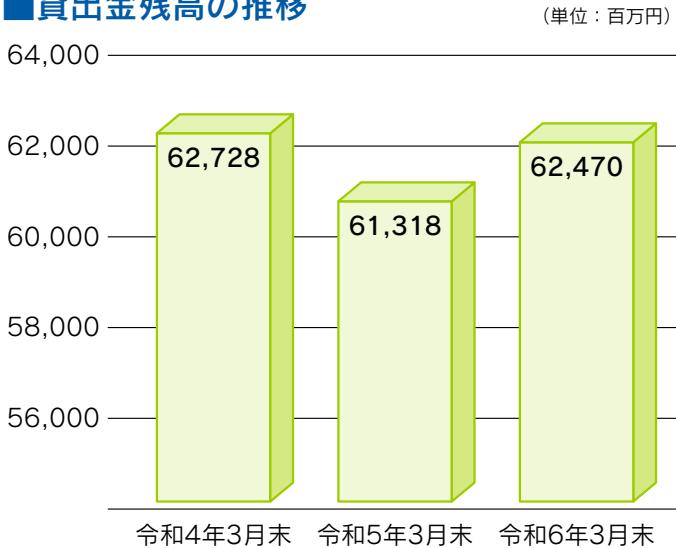


主な経営指標

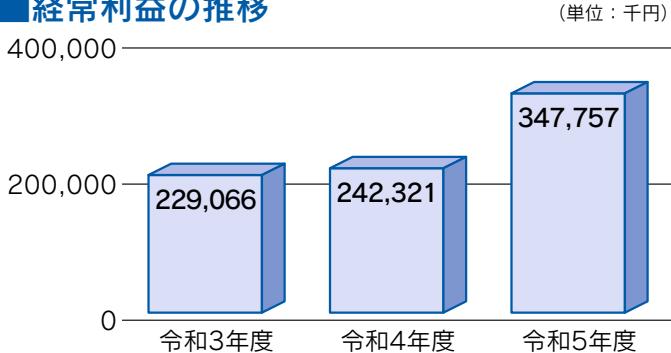
■預金積金残高の推移



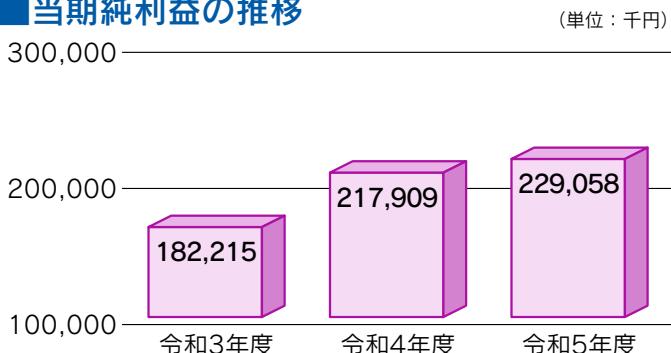
■貸出金残高の推移



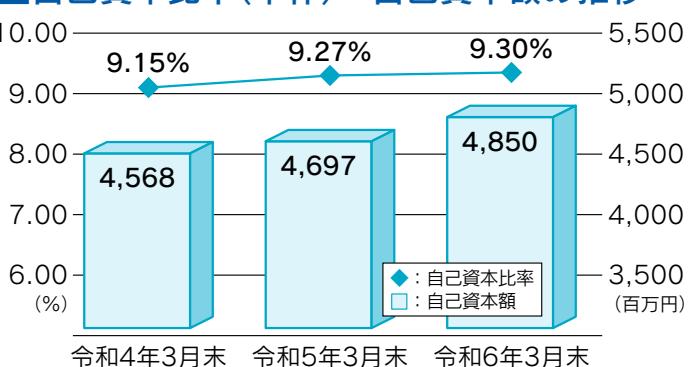
■経常利益の推移



■当期純利益の推移



■自己資本比率(単体)・自己資本額の推移



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	1,687,799	1,730,339	1,694,375	1,674,538	1,798,102
経 常 利 益	184,397	224,681	229,066	242,321	347,757
当 期 純 利 益	120,135	167,492	182,215	217,909	229,058
預 金 積 金 残 高	87,750,245	93,111,227	93,898,578	95,970,545	95,976,930
貸 出 金 残 高	58,984,915	61,352,453	62,728,793	61,318,304	62,470,147
有 価 証 券 残 高	12,015,228	13,090,434	13,415,888	13,117,670	12,875,922
総 資 産 額	93,034,470	99,376,442	100,215,309	101,338,985	101,323,288
純 資 産 額	4,399,268	4,660,796	4,644,674	4,325,646	4,382,113
自 己 資 本 額	4,291,057	4,406,216	4,568,841	4,697,007	4,850,111
自己資本比率(単体)	8.33%	8.88%	9.15%	9.27%	9.30%
出 資 総 額	2,180,414	2,184,340	2,190,427	2,212,483	2,211,038
出 資 総 口 数	4,360,828口	4,368,681口	4,380,854口	4,424,966口	4,422,077口
出資に対する配当金	43,221	43,623	42,936	43,812	44,288
職 員 数	125人	126人	119人	110人	109人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号に基づいて算出しております。

総代会

1 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員20,466名（令和6年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■組合員の推移

(単位：人)

区分	個人	法人	合計
令和4年度末	19,142	1,714	20,856
令和5年度末	18,741	1,725	20,466

2 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方の中から、その選挙区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を4つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出してあります（令和6年3月31日現在の組合員総数は20,466人）。

3 第61期通常総代会のご報告

第61期通常総代会（令和6年6月20日開催）では、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認・可決されました。

報告事項

第61期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書について

決議事項

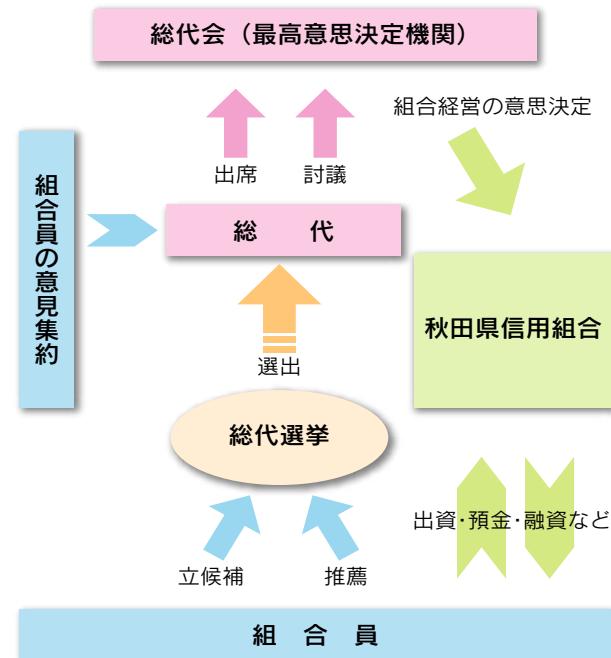
第1号議案 第61期剩余金処分（案）承認の件

第2号議案 令和6年度事業計画（案）および収支予算（案）承認の件

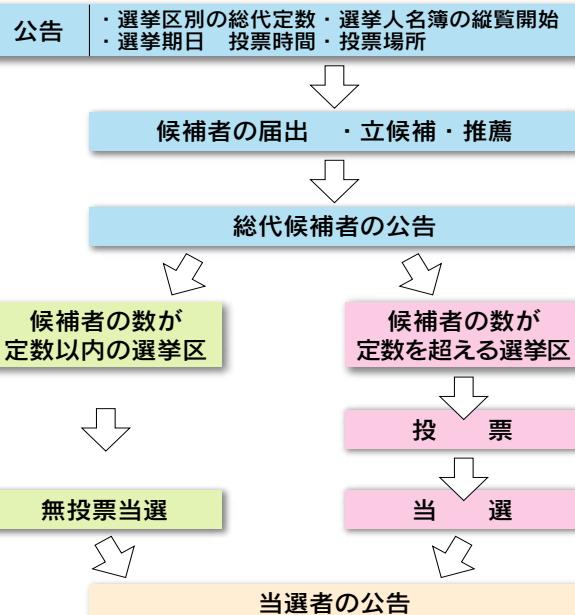
第3号議案 組合員の除名承認の件

当組合では、総代会に限定することなく、組合員に対するアンケート調査やご意見箱の設置など、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代会の仕組み



■総代選挙までの手続き



第61期通常総代会（令和6年6月20日開催）

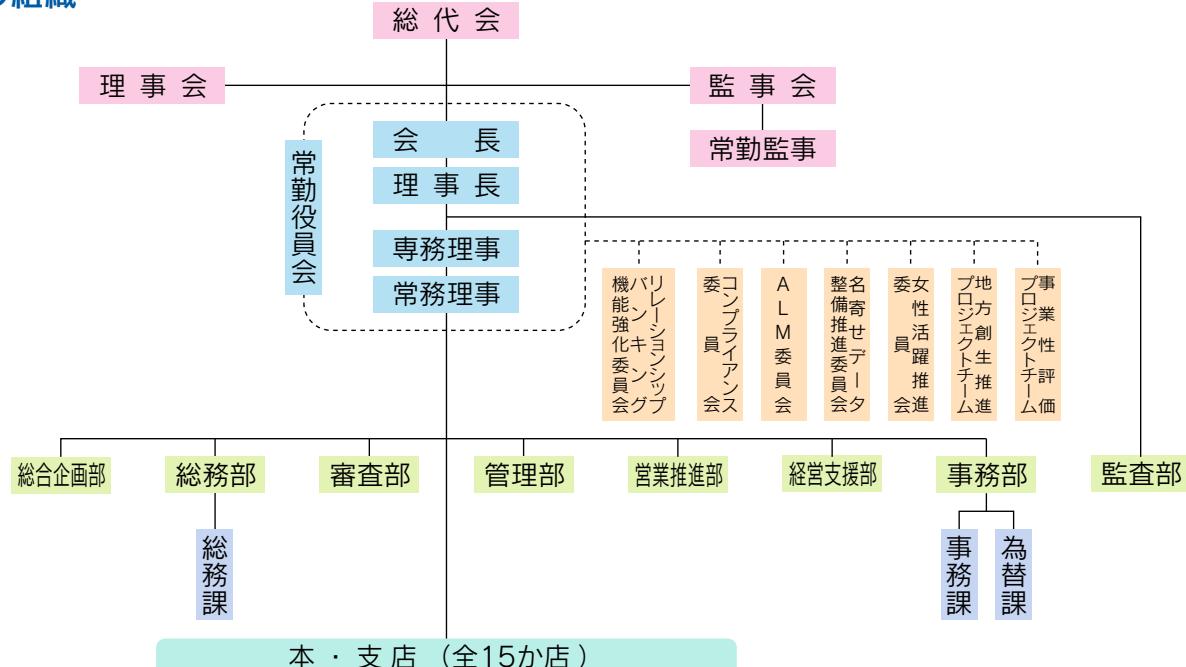
4 役員一覧

(令和6年6月20日現在)

会長	北林貞男	※理事	事渡部一雄
理事長	藤原保	※理事	事小林郷司
専務理事	駒ヶ峯修	※理事	事小玉康明
常務理事	三浦等	常勤監事	川又浩一
常務理事	東海林裕	監事	堀井輝雄
※理事	土館守	員外監事	木村寿
※理事	明石久和		

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

5 事業の組織



6 会計監査人の氏名又は名称

十公認會計大崇木鈴 (令和6年3月末現在)

7 総代のご紹介

令和6年6月20日現在

[注1] 丸数字は、就任回数です。就任回数は新組織（旧太館信組と合併後）で総代を選出した時からの記載としています。

[注1] 元数字は、就任回数です。就任回数は新組織（旧人頭会議と合併後）で総代を選出し、
[注2] 氏名開示の同意を得られていない総代に関しては、「＊＊＊＊」と表示しています。

地域とのつながり

地方創生

●村ムラ塾 (R5.11.25)

上小阿仁村の地域経済活性化や経営者支援を目的に令和3年度から開催しております。

令和5年度は、東京で村内への移住や転職を呼びかけるイベント「秋田さ、け。」を初開催しました。



●PV搭載商用車に関する連携協力発表会 (R6.1.22)



●「黒にんにくクラフトビール」商品完成説明会 (R6.2.6)



●しんくみビジネスマッチング (R5.11.8)



●スーパーマーケットトレードショー (R6.2.14~16)



地域貢献・地域行事

●土崎支店：物産即売会 (R5.4.14)

年金受給日に各地区で物産即売会を開催し、お客様の販路開拓や営業支援に取り組みました。

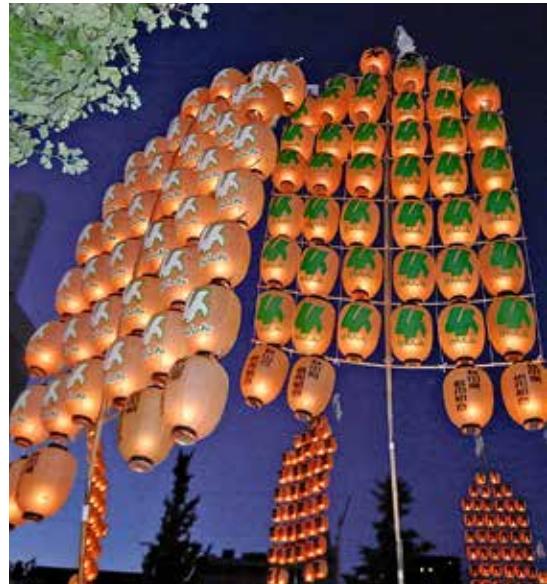


●合川支店：物産即売会 (R5.6.15)

年金受給日に各地区で物産即売会を開催し、お客様の販路開拓や営業支援に取り組みました。



●竿燈まつり (R5.8.4)



●子ども金融教室

秋田の将来を担う小学生を対象に、「子ども金融教室」を開催しました。(全9校・計9回・参加人数461名)

能代市立淳城南小学校 (R5.9.6)

秋田市立勝平小学校 (R5.12.18)



人材育成

当組合では、地域のお客様のお役に立つ人材を育てるため、多くの研修等に取り組んでおります。

●農業体験研修 (R5.6.23)



(R5.9.29)



●住宅ローン勉強会 (R5.9.20)



●女性活躍推進委員会交流会 (R6.2.2)



地域活性化・社会貢献

●「はばたき奨学金」抽選会 (R5.4.25)



●大雨災害ボランティア (R5.7.21)



●南通りすこやか保育園屋内アスレチック・園庭竣工式 (R5.10.14)



●秋田犬応援カードローン寄付金贈呈式 (R5.8.1)



●少子化対策応援ファンド寄附式 (R6.3.18)



●ブラウブリッツ秋田応援カードローン支援金贈呈式 (R6.3.30)



地域活性化・社会貢献

●しんくみの日週間の取り組み

信用組合業界では、平成14年度より9月3日を「しんくみの日」と定め、9月1日～7日を「しんくみの日週間」として、業界をあげて地域に根ざした社会貢献活動や、日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントを集中的に実施しております。

当組合においても、しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈、各地での献血活動や店舗周辺の清掃、来店プレゼント、ペットボトルキャップの収集・寄付等を実施しました。

また、当組合は平成23年度より「献血サポーター」に登録し、令和5年度は本店ほか3店舗での献血バスや地域の保健センターにて、89名が献血を行いました。



献血サポーターシンボルマーク
(当組合は献血協賛企業として献血サポーター活動に参加しています)

●献血 本店：献血バスにて献血 (R5.9.6)



●来店プレゼント 毛馬内支店：お客様へお菓子をプレゼント (R5.9.5)



地域活性化・社会貢献

●しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈

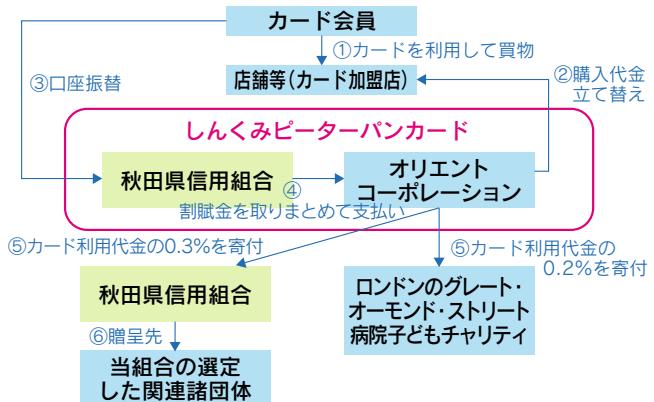
当組合は、全国の信用組合と連携して、これまでの活動を活かしながら、さらに一歩、暮らしに踏み込んだ役割を担おうとしています。「しんくみピーターパンカード」は、お客様に一切のご負担をお掛けすることなく、カード利用代金の0.3%が地元の「障害や難病とたたかっている子供とその家族の支援」や「子どもの健全育成」の支援活動に寄付され、0.2%はロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティに寄付されます。平成13年以降の信組業界によるピーターパンカード寄付金総額は7億円を超えております（令和5年12月末現在）。

なお、当組合の実績といたしましては、平成15年4月を最初として県内各地域の児童福祉施設等に対しまして、計49回学習用教材等を寄贈しております。

令和5年10月6日寄贈品贈呈式（北秋田市立米内沢保育園）

寄贈品：ひなん車兼用アンパンマンおさんぽ車 1台、ままごとキッチンミニ・ガスレンジ 1台、ままごとキッチンミニ・冷蔵庫 1台 他、計25点

【しんくみピーターパンカード寄付金の仕組み】



令和5年10月19日寄贈品贈呈式（北秋田市立前田保育園）

寄贈品：UVフラットメッシュテント 2張、LEGOデュプロみんなのきもちセット 1個



令和6年3月25日寄贈品贈呈式（聖靈女子短期大学付属幼稚園・保育園）

寄贈品：アンパンマン手踊り人形（大・小） 5個、用品運搬棚（キャスター付） 3台、ジャンプ&スプリングマット 2個、ワイヤレス受信機（2波用） 1台、ワイヤレスチューナーユニット 1台、ハンド型ワイヤレスマイク 2本、マルチパネ 1セット、アンパンマンメルヘン人形2 アンパンマン 1体、ブリオ・追加レールセット 1セット、ブリオ・追加レールセット2 2セット



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域経済活性化のため地元企業の経営改善支援、事業再生などに継続的に取組んでいきます。また、金融円滑化法終了後も従来と変わらず貸出条件変更等の支援体制で臨み、更に取引企業の経営改善の実効性をより高めるため外部機関を活用した改善にも取り組んでいきます。

2 態勢整備の状況

再生支援先（ランクアップ）の選定は、リレバン機能強化委員である母店長および経営支援部が主体となって要注意債権先以下の先より選定し、経営改善計画書策定支援や専門家派遣による経営指導を実施し債権健全化の取組みを強化します。

また、取引先企業等に対する経営相談や支援機能強化に向けた施策として、前記の専門家派遣を活用し、それぞれの分野に応じた専門家と共に直接お取引先を訪問し、経営改善策を提案します。専門家派遣により提案された改善事項の改善状況については当該営業店長が定期的にヒアリングし、経営支援部で進捗状況をフォローする態勢で取組んでいます。

3 取組み状況

①経営改善支援（要注意先等の健全債権化）等の取組み実績

(単位：先数) ※小数点以下第二位四捨五入

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α			α / A	β / α	δ / α
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかつた先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ			
409	16	0	16	3.9%	0.0%	18.8%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）です。
4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含みますが β には含んでおりません。
5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかつた先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先です。
6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （タルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

②創業・新事業支援への取組み

- a. 当組合の令和5年度中創業・新事業支援への実績は、26件、145百万円です。※百万円未満切り捨て

なお、創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

- b. 今後成長が見込まれる「医療・介護」、「再生可能エネルギー」分野に対しては、積極的に資金供給を図っていく方針です。

③担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

- a. 当組合の令和5年度中無担保無保証の融資制度の実績は、247件、1,801百万円です。※百万円未満切り捨て

- b. 動産・債権譲渡担保融資の実行実績はありません。

④コンサルティング機能の発揮への取組み

令和5年度において経営改善に向けた提案内容については、過年度分を含め、経営支援部と該当営業店長が連携し、改善の進捗状況をフォローしております。

また、令和6年度も「経営者会議」等を通じて、融資先企業の経営状況の的確な把握に努め、これによりコンサルティング機能を発揮し、地域経済の活性化に取組んでいく方針です。

4 金融円滑化への取組み

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法（中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は平成25年3月31日をもって終了しましたが、当組合では、景気の悪化でお困りの中小企業のお客様、収入の減少から毎月の返済にお困りの住宅ローンご利用中のお客様の支援に引き続き積極的に取組んでおります。既に、多くの住宅ローンご利用のお客様と面談を行っており、ご返済条件の変更を希望するお客様については、できる限りご要望に応えるようにしております。

また、業績低迷により財務内容が悪化している中小企業のお客様についても、必要に応じ経営改善に向けたアドバイスを行うと共に、ご返済条件の変更に柔軟に対応しております。

当組合は、今後もお客様のご要望を伺い金融円滑化への取組みを継続します。

5 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	171件	247件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	17.3%	24.9%
保証契約を解除した件数	14件	5件

6 地域活性化に繋がる多様なサービスの提供

多重債務者問題への積極的関りあい

現在、多重債務で苦しんでいる方たちの相談に積極的に応じております。

受付した相談依頼先に対しては、「多重債務集約ローン」等を実行しています。

令和5年度中の相談件数（総数）	41件
うち、多重債務集約ローン等の実行	18件、47百万円

※百万円未満切り捨て

報酬体系について

1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。①決定方法 ②支払手段 ③決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：千円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	67,575	80,000
監事	9,192	10,000
合計	76,767	90,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。（退任役員を含む）

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績運動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

けんしんSDGs宣言

秋田県信用組合は、県内唯一の信用組合として、これまで地域に暮らす方々に寄り添った金融サービスの提供を通じて、地域貢献に取り組んで参りました。

令和2年3月、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨に賛同し、「けんしんSDGs宣言」を制定することで、これからも地域社会の発展ならびに持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsとは… 2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。

「誰一人取り残さない」という基本理念の下、2030年までに解決すべき世界共通の目標として、17目標とそれを達成するための169のターゲットが示されている。

1. 環境保全への取組み



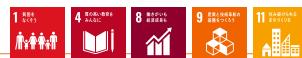
○再生可能エネルギー導入の促進

- ・小水力発電事業、木質バイオマス発電事業への支援
- ・再生可能エネルギー事業者に対するファンドを活用したリスクマネーの供給
- ・自店舗における再生可能エネルギー設備の導入

○地方創生包括連携協定に基づく植樹事業

- ・北秋田市（四季美湖周辺）における植樹活動

2. 地域経済活性化への取組み



○事業承継支援

- ・県内の支援機関との連携を通じたトータルサポートの実践
- ・「トランビ」と連携した事業承継マッチング支援

○事業性評価に基づく中小企業・小規模事業者への融資推進

○中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題の解決・成長支援

- ・よろず支援拠点等の外部機関との連携による経営改善支援

○地域イノベーションの推進

- ・地域イノベーション研究センター（東北大学大学院経済学研究科）との連携

○販路開拓支援

- ・商談会、展示会への出展支援

○地域資源を活かした産業の創出と育成

- ・田舎ベンチャービジネスクラブ（県産にんにく、県産どじょう等アグリビジネス分野の振興）

○クラウドファンディングサービスによるビジネス支援・産業振興

3. 地域社会への貢献



○多重債務者が抱える問題の解決

○地域貢献活動の推進

- ・献血活動の実施、地域行事への参加、子ども金融教室の開催、地元大学での講義など

○自治体および各種団体への寄付の贈呈

- ・しんくみピーターパンカード寄付金の贈呈、秋田犬応援カードローン寄付金の贈呈、ブラウブリツツ秋田への支援金贈呈など

○給付型奨学金「しんくみはばたき奨学金」

4. 働きがいのある職場形成



○人材育成の強化

- ・各種資格取得の推進、職員研修制度の充実化

○女性の活躍推進

○人材派遣・人材交流

- ・東北経済産業局等への職員派遣および受け入れ

秋田県SDGsパートナーに認定登録

秋田県信用組合は、令和4年1月に第2期秋田県SDGsパートナーに登録されました。

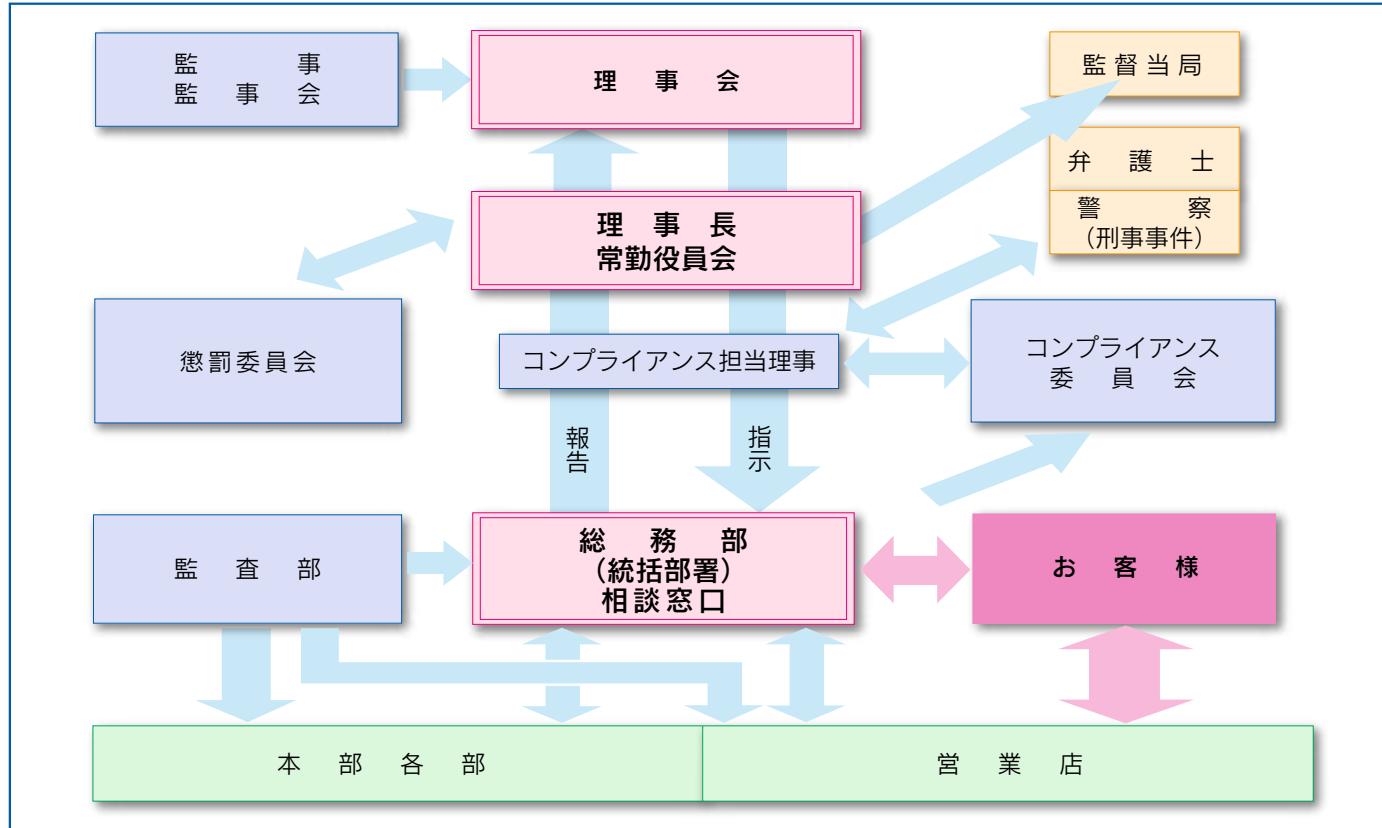
秋田県SDGsパートナー登録制度は、事業活動などを通じてSDGsの達成に意欲的に取り組む県内の企業や団体、自治体等を登録・PRする秋田県独自の制度です。



コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令等の遵守のみに止まらず、業務上の公正かつ公平な判断、さらには社会への貢献まで幅広く視野に入れて、組織的な取組みと一人ひとりの主体的な行動により社会市民としての社会的責任を果たすことです。そして、この取組みを通して地域住民・組合員の期待に応えることが当組合の目指すべき目標となります。

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、組合全体のコンプライアンス態勢を整備しております。役職員に対する研修の実施・現場での指導に加え、統括部署である総務部がコンプライアンス態勢の検証を行い、コンプライアンス委員会と連携して、態勢整備に努めています。



当組合のコンプライアンス基本方針

- (1) 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
 - (2) 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
 - (3) 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
 - (4) 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
 - (5) 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
 - (6) 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）に係る対策を経営上の重要な課題として位置付け、以下の内部管理態勢の構築・強化に取組んでいます。

1. 組織態勢

当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切な措置を実施する態勢を構築します。

2. 顧客管理

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の関連法規等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

3 疑わしい取引の届出

当組合は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、検知した疑わしい取引について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

4 役職員の研修

研修を通じて、役職員のネッサン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、意識の向上に努めます。

5 遵守状況および有効性の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況と対策の有効性について、内部監査部門が定期的に内部監査を行い、監査結果を踏まえて継続的・組織的な能勢の改善と充実に努めます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けております。ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【窓口：秋田県信用組合総務部】 電話：018-831-3551

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.akita-kenshin.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所
(電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(電話：0570-022808)

■紛争解決措置

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

【弁護士会 仲裁センター等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

ご利用を希望されるお客様は、当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことで紛争の解決を図ることも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意下さい。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理態勢

当組合は、リスク管理を経営の重要な施策と位置づけ、リスク管理に関する基本規程、および各リスク区分ごとのリスク管理方針やリスク管理規程を制定して、管理態勢の確立に努めています。

区分	内容
リスク管理の運営体制	<p>理事会は、統合的リスク管理態勢の構築、整備に関する重要事項を議決しております。理事長は、理事会の決定した方針に基づき、組合内に統合的リスク管理に係る基本的事項および必要な事項を周知します。</p> <p>各リスク管理部署が認識したリスクは、リスク統括部（総合企画部）に集中し、統合的リスク管理担当理事を通じて、理事会に報告されます。また、ALM委員会は統合的リスク管理に関する各業務部門を牽制すると共に重要事項に関する協議を行い、その結果を理事会に報告します。</p>
統合的リスク管理態勢	<p>統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としております。</p> <p>当組合では、統合的リスク管理態勢を整備するため、「統合的リスク管理方針」と並びに「統合的リスク管理規程」を制定し、定量化可能なリスクについてはこれを合算して把握し、当組合の経営体力を超えたリスクテイクを行わないよう管理し、定量化できないリスクについてもその影響度の段階的評価、管理・制御水準の自己評価等を行っております。</p>
信用リスク管理態勢	<p>信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。</p> <p>「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づく管理態勢を構築しており、小口多数取引の推進、与信集中リスク抑制のための大口与信先のグループ管理の他、信用格付システムを導入して信用リスク管理に活用しております。</p> <p>また、個別案件の審査は審査部門が行い、貸出金の推進は営業推進部門が行うことで、相互に牽制が働く体制しております。</p> <p>信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに厳正な検証を重ね、適正に算定しております。</p>
市場リスク管理態勢	<p>市場リスクは、価格変動リスク（有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク）、金利変動リスク（金利変動に伴い損失を被るリスク）、為替リスク（外貨建て資産・負債の価値が変動するリスク）からなります。</p> <p>市場リスクを当組合の体力にあわせてコントロールするため、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」を制定し、現在価値分析、VaR分析等によりリスク量を把握し、リスク限度枠内に止まるよう管理しております。</p> <p>また、市場リスクをより適正に把握するべく、ALMシステムを活用し管理態勢の整備に努めております。</p>
流動性リスク管理態勢	<p>流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。当組合では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき、適切な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など、流動性確保に努めています。</p>
オペレーショナルリスク管理態勢	<p>オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、または外生的な事象により損失を被るリスクです。リスクの評価に関しては、経営陣に対しても随時報告する態勢としております。なお、リスクの計量につきましては「基礎的手法」を採用しております。</p> <p>①事務リスク管理</p> <p>事務リスクは、預金、融資、為替等の事務を適切に処理しなかつたことにより生じる事故や、不祥事の発生により組合が損失を被るリスクです。当組合は、事務管理運営要綱や事務取扱マニュアルを制定するとともに、各店に事務管理主管者を配置して事務の適正な運用に努めています。また、研修体制の強化、臨店事務指導による事務レベルの向上に努めるほか、自店検査、総合監査の実施により事務リスクの最小化を目指しております。</p> <p>②システムリスク管理</p> <p>システムリスクは、コンピュータシステムの停止、誤作動、情報漏洩、不正使用に起因し組合が損失を被るリスクです。</p> <p>当組合は、信組情報サービス株の提供する信用組合業態標準のシステムを基幹システムとして利用しております。バックアップセンター設置によるシステムの二重化等、セキュリティーは年々強化されておりますが、信組情報サービス株との連携を図りつつ情報の保護、セキュリティーの確保、システムの運用管理に努めています。また、万一のシステムダウンに備えた対策も準備しております。</p>

主要な事業の内容

A. 預金業務

預 金

当座預金、普通預金、普通預金（無利息型）、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金及びその他外国為替に関する各種業務を行っております。

F. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 登録金融機関業務（個人向け国債の募集）

(ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(独)住宅金融支援機構等の代理貸付業務
(b) 独) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務、(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込みの受入代理業務

(ヘ) 貸金庫業務

(ト) 損害保険及び生命保険の代理店業務

(チ) 信託契約代理業務

■ 預金のご案内

種類	特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総合口座	自動融資は定期預金合計額の90%、最高300万円までご利用いただけます。	入金・引き出し自由	普通1円・定期1万円以上
貯蓄預金	残高が基準以上の場合は有利な金利が適用されます。	入金・引き出し自由	1円以上
普通預金	年金受け取り、公共料金等の自動支払い、キャッシュカードなど便利にご利用いただけます。	入金・引き出し自由	1円以上
普通預金（無利息型）	利息は付きませんが、普通預金と同様にお使いいただけます。（預金保険により全額保護）	入金・引き出し自由	1円以上
当座預金	ご商用の代金決済に便利で安心な小切手・手形がご利用いただけます。（当座貸越取扱しております）	入金・引き出し自由	1円以上
納税準備預金	納税準備のための預金です。お利息は非課税となります。	入金自由・引き出しは納税時	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用にお得です。（お引き出しの2日前までにご通知下さい。）	7日以上	1万円以上
スーパー定期預金	短期間でも有利、確定利回りで安心です。	1か月以上5年以内	100円以上
大口定期預金	大口資金の運用に適した高利回りのご預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
期日指定定期預金	1年毎の複利計算、お預け入れ後1年間の据置期間で満期日が指定できます。一部解約も可。	据置期間1年・最長預入3年	100円以上300万円未満
変動金利定期預金	市場金利に対応し、6か月毎に金利が変わる定期預金です。	3年	100円以上
積立定期預金	いつでも気軽に無理なく確実に積立てられます。まとまった資金づくりに最適です。	スーパー定期に準じます	100円以上
定期積金	計画的な財産形成を目的として、毎月一定額を積み立てる、積立預金です。	6か月以上5年以内	1,000円以上
財産形成預金	給料・ボーナスから天引きして財産を形成します。一般・住宅・年金の3種類があります。	積立期間5年(一般3年)以上	100円以上

■ 融資のご案内

種類	特色	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築と増改築・中古住宅購入、他行住宅ローンのお借換などにご利用下さい。	100万円～ご相談ください	最長35年
多目的ローン	お使いみちに合わせて自動車、教育、リフォーム関連の資金にご利用いただけます。	10万円～2,000万円以内	最長15年(据置期間含む)
けんしんトリプルプラン+	自動車、教育、リフォーム関連の3つの資金プランにプラスして他金融機関等のローン借換プランをご利用いただけます。(お取引実績を重視して、簡単、スピーディに対応いたします。)	10万円～500万円以内	最長15年(据置期間含む)
子育て支援ローン	出産・満18歳未満のお子様にかかる費用等にご利用いただけます。	100万円以内	最長7年(元金据置6ヶ月以内)
福祉介護支援ローン	高齢者又は身体障害者等のために要する資金にご利用いただけます。	100万円以内	最長7年(元金据置6ヶ月以内)
フリーローン	お使いみちは自由、手続きも簡単で便利です。(事業性資金は除く)	10万円～300万円以内	最長7年
多重債務集約ローン	ご本人やご家族名義の各種借入金を返済し、返済額の軽減が可能です。	10万円～1,000万円	無担保10年内/有担保20年内
教育カードローン	お子様の教育に要する資金(授業料、仕送資金等)に利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	100万円～500万円	契約期間1年(自動更新)
秋田犬応援カードローン	利用平均残高の0.25%を秋田犬の保存にご尽力されている団体等へ寄付いたします。お買いもの、レジマーなどお使いみちは自由、利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	30万円～200万円	契約期間3年(自動更新)
BB秋田応援カードローン	利用平均残高の1.0%をブラウブリツツ秋田へ支援金として寄付いたします。お買いもの、レジマーなどお使いみちは自由、利用限度内で繰り返しご利用いただけます。	30万円～500万円	契約期間3年(自動更新)
小規模企業者カードローン	事業資金(運転資金および設備資金)にご利用いただけます。	50万円～300万円以内	契約期間2年間
一般融資	事業用資金、消費資金にご利用いただけます。	各種(窓口にご相談下さい)	各種(窓口にご相談下さい)
代理貸付	全信組連・日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・商工中金等の代理貸付をご利用下さい。	各種(窓口にご相談下さい)	各種(最長40年)
事業支援ローン	事業資金調達にスピーディに対応いたします。	50万円～1,000万円	運転資金最長7年 設備資金最長10年
女性起業家支援ローン	女性で新規事業を開業される方、又は事業開始後1年以内の方で、開業および開業後に必要な資金にご利用いただけます。	300万円以内	10年以内(元金据置1年内)
再生可能エネルギー導入関連融資	発電事業(太陽光、風力、バイオマス、小水力等)に必要な資金にご利用いただけます。	設備資金:2億円以内 導入支援資金:2億8千万円以内	最長15年
新型コロナウイルス対策支援ローン	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障が生じている個人事業主または法人の方にご利用いただけます。(運転資金および設備資金)	50万円～5,000万円以内	最長10年(元金措置2年内)

主な手数料一覧

注) 各手数料には、消費税が含まれております。

■為替手数料

項目	内訳	手数料金額			
		他行あて	本支店間	同一店内	
振込手数料	窓口	3万円未満	660円	330円	
		3万円以上	880円	550円	
	A T M (現金)	3万円未満	550円	220円	
		3万円以上	770円	440円	
	A T M (カード)	3万円未満	440円	110円	
		3万円以上	660円	330円	
	定額自動送金	3万円未満	440円	110円	
		3万円以上	660円	330円	
	インターネットバンキング	3万円未満	330円	無料	
		3万円以上	440円		
代金取立	電子交換	小切手	無料		
		手形	440円		
	個別取立	至急扱い	880円		
			660円		
	送金	普通扱い	660円		
			1,100円		
			1,100円		
			1,100円		
その他	送金・振込の組戻し		1,100円		
	取立手形組戻し		1,100円		
	取立手形店頭提示		1,100円		
	不渡り手形返却		1,100円		

※ 窓口振込は、電信扱・文書扱とも同一手数料です。

※ 視覚障がいのある方が、店頭にて振込をする場合には、ATM振込手数料を適用します。ただし、障害者手帳等の提示が必要となります。

■ATM利用手数料

項目	内訳	手数料金額
当組合発行のカード	平日 8:00~21:00	無料
	土・日・休日 8:00~21:00	
他金融機関発行のカード	平日 8:00~8:45	220円
	平日 8:45~18:00	110円
	平日 18:00~21:00	220円
	土・日・休日 8:00~21:00	220円

※ 「しんくみお得ネット」しんくみ同士の手数料が無料です。

■各種手数料

項目	内訳	手数料金額
証明書	残高証明書等各種証明手数料 (当組合制定書式 端末印字・手書)	660円
	(当組合制定書式以外、英文発行等)	1,100円
	(当組合制定書式以外、監査法人向け)	3,300円
	個人データ開示手数料	1,100円
	払込金受入証明書(発起設立時の株式払込)	1,100円
	取引履歴発行手数料(1か月分につき)	330円
その他	郵送手数料(簡易書留郵便で発送します)	550円
	預積金通帳・証書等再発行手数料	1,100円
	キャッシュ・ローンカード再発行手数料	1,100円
	夜間金庫利用料(1年につき)	6,600円
	貸金庫使用手数料 (1年につき)	全自動(標準) 9,240円
		全自動(大型) 13,200円
		手動 6,600円
	未利用口座管理手数料(1年につき)	1,320円

■当座預金関連手数料

項目	内訳	手数料金額
約束手形	1枚につき	88円
	1冊(10枚綴り)	880円
	1冊(50枚綴り)	4,400円
小切手	1冊(50枚綴り)	4,400円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円

令和6年4月1日現在

■融資関連手数料

項目	手数料金額
融資事務手数料 (証書貸付)	賃貸住宅ローン プロパー及び、MG保証 実行金額の2.5%
	プロパーで他社から借り 換えの場合のみ 実行金額の1.1%
	住宅ローン(全国保証付は除く) 実行金額の1.1%
	事業資金(プロパー実行金額100万円未満、 保証協会付・保証会社付を除く) 11,000円
	個人ローン(プロパー実行金額100万円未満、 保証会社付・トリプルプランを除く) 5,500円
	借入用手形用紙 110円
	返済予定表再発行手数料 550円
	融資証明書発行手数料 5,500円
	抵当権抹消書類再発行手数料 5,500円
	不動産担保取扱手数料 (設定・差替・譲受・根抵当権極度増額) 33,000円
線上返済手数料	讓渡担保取扱手数料 33,000円
	条件変更手数料(返済期限、返済方法、適用金利等) 11,000円
	「線上返済時の手数料および違約金に関する特約書」を締結している場合で、資金用途が右記の場合 ・賃貸住宅ローン(借換を含む) ・住宅ローン、リフォーム資金 ・再生可能エネルギー関連(自家消費を除く) ・多重債務集約資金関連等 ※最終期日まで1年未満の場合 は徴求しない。 2.2% 線上返済元金の
	「線上返済時の手数料および違約金に関する特約書」を未締結の場合 事業性貸出 住宅ローン 個人ローン(保証会社付を除く) 返済元金 1,000万円未満 11,000円
	返済元金 1,000万円以上 1億円未満 22,000円
	返済元金 1億円以上 33,000円
	※ 借入から1年未満での線上返済の場合は上記手数料の2倍、1年以上3年未満の場合は上記手数料の1.5倍となります。 ※ 個人ローンで残存期間が1年未満の場合は無料となります。

■両替手数料・大量硬貨入出金手数料

項目	内訳	手数料金額
両替手数料	1枚~50枚(お一人様1回まで)	無料
	51枚~100枚	550円
	101枚~1,000枚	1,100円
	1,001枚~1,500枚 (以降500枚毎に330円加算)	1,650円

※ 1枚~50枚の無料は、お一人様1回までとし、2回目以降は51枚~100枚の手数料を頂戴いたします。金種をご指定されるお支払取引も対象となります。

※ 同時に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※ 紙幣・硬貨の合計枚数は、お申込枚数または受取枚数のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。高額の金種にまとめる両替につきましても手数料を頂戴いたします。

※ 汚損した紙幣・硬貨の交換、記念硬貨の交換は無料です。

項目	内訳	手数料金額
大量硬貨入出金手数料	1枚~50枚(お一人様1回まで)	無料
	51枚~100枚	110円
	101枚~500枚	440円
	501枚~1,000枚	550円
	1,001枚~1,500枚 (以降500枚毎に330円加算)	880円

※ 1枚~50枚の無料は、お一人様1回までとし、2回目以降は51枚~100枚の手数料を頂戴いたします。

※ 同時に複数のご依頼をいただいた場合は、合算した合計枚数となります。

※ 入出金のほか、お振込み、給付金等の納付(ただし、税金は除く)も対象となります。

■でんさいネット

項目	内訳	手数料金額
利用基本手数料	(月間)	無料
取扱手数料	発生記録 当組合宛	220円
	他金融機関宛	440円
譲渡記録	当組合宛	220円
	他金融機関宛	440円
分割(譲渡)記録	当組合宛	220円
	他金融機関宛	440円
保証記録		220円
変更記録		220円
開示請求(通常開示)		550円
支払記録		330円
入金(期日決済)		0円

○お取引内容により、上記手数料のほか所定の手数料がかかる場合があります。

■インターネットバンキング (IB) 手数料

項目	内訳	月額基本手数料
個人インターネットバンキング	アンサーサービス	無料
	残高照会	1,100円
	入出金明細照会	
	振込入金明細照会	
	振込・振替	
	税金・各種料金払(Pay-easy)	
法人インターネットバンキング (AnserBizSOL) 《法人および個人事業者向け》	照会・資金移動	3,300円
	総合振込	
	給与・賞与振込	
	口座振替	
データ伝送	口座振替のみ(残高照会を含む)	440円

当組合のあゆみ

■当組合のあゆみ(沿革)

昭和23年12月	北秋信用組合創立
昭和33年 8月	鹿角信用組合創立
昭和38年 7月	秋田商工信用組合創立
平成 2年 4月	3組合が合併し秋田県信用組合に名称変更
平成 2年 9月	ニツ井支店を鷹巣支店に、上小阿仁支店を森吉支店に、小坂支店を毛馬内支店に統合
平成 8年 8月	全国信組共同センターに加盟
平成13年 9月	八幡平支店を花輪支店に統合
平成15年 1月	大館信用組合と合併し、3店舗(店外共同設置CD 1台含む)開設
平成20年 5月	店外ATM設置(たかのすモール出張所)
平成23年 7月	土崎支店 平成23年7月19日移転オープン
平成23年10月	泉支店 平成23年10月11日新築移転オープン
平成24年10月	手形支店 平成24年10月1日新築新設オープン
平成25年 8月	営業地域を秋田県全域に拡大
平成27年 9月	子会社「けんしん元気創生株式会社」を設立
平成27年12月	クラウドファンディング(CF)サービス 「FAAVO秋田」(現在「CAMPFIRE」)の運用を開始
平成31年 1月	再生可能エネルギーファンド設立
令和 4年 3月	土崎支店 令和4年3月22日新築移転オープン
令和 4年 9月	合川支店 令和4年9月20日新築移転オープン



■トピックス

令和5年 8月	大館市に秋田犬応援力ードローン寄付金贈呈
令和5年10月	「米内沢保育園」「前田保育園」にピーターパンカード寄付金贈呈
令和5年11月	秋田犬保存会員に秋田犬応援力ードローン寄付金贈呈
令和6年 3月	「聖靈女子短期大学付属幼稚園・保育園」にピーターパンカード寄付金贈呈
令和6年 3月	「プラウブリツツ秋田」にプラウブリツツ秋田応援力ードローン支援金贈呈



資料編



秋田内陸縦貫鉄道

貸借対照表	22
損益計算書	24
剰余金処分計算書	24
資金の調達と運用	26
資金の調達	26
資金の運用	27
有価証券の時価、評価差額等	28
管理債権の状況	29
自己資本の構成と充実状況	30
当組合および子会社等の概況	34

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金額	
	令和4年度	令和5年度
現 金	1,193,861	1,167,387
預 け 金	24,875,129	23,751,118
有 価 証 券	13,117,670	12,875,922
国 債	845,980	833,375
地 方 債	3,980,023	4,112,088
社 債	6,467,005	6,380,780
株 式	212,823	212,823
そ の 他 の 証 券	1,611,837	1,336,855
貸 出 金	61,318,304	62,470,147
割 引 手 形	224,602	191,916
手 形 貸 付	2,086,918	2,748,178
証 書 貸 付	55,276,883	55,612,074
当 座 貸 越	3,729,899	3,917,977
そ の 他 資 産	473,882	713,442
未 決 済 為 替 貸	5,761	20,650
全 信 組 連 出 資 金	356,400	356,400
前 払 費 用	8,064	8,784
未 収 収 益	88,672	118,495
そ の 他 の 資 産	14,983	209,111
有 形 固 定 資 産	1,643,821	1,663,227
建 物	761,092	745,138
土 地	736,769	736,769
リ ー ス 資 産	1,846	543
建 設 仮 勘 定	1,320	5,060
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	142,793	175,716
無 形 固 定 資 産	19,811	15,282
ソ フ ト ウ エ ア	10,928	6,431
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,882	8,851
緑 延 税 金 資 産	72,747	77,034
債 務 保 証 見 返	268,543	258,660
貸 倒 引 当 金	△ 1,644,787	△ 1,668,934
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,518,924	△ 1,569,022
資 産 の 部 合 計	101,338,985	101,323,288

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る緑延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 280百万円
- 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 401百万円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4項の地価税の課税対象価格(路線価)に基づいて(奥行価格補正・時点修正、近隣完販事例による補正等)合理的な調整を行って算定しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △241百万円
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。

 - 建 物 8年～39年
 - 動 産 2年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨資産・負債は主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

 - 日本公会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加え算定しております。破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

科 目 (負債の部)	金額	
	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	95,970,545	95,976,930
当 座 預 金	969,444	1,014,311
普 通 預 金	33,908,518	35,953,702
貯 蓄 預 金	31,634	40,814
通 知 預 金	70,565	33,199
定 期 預 金	56,591,559	54,832,457
定 期 積 金	4,181,889	4,041,122
そ の 他 の 預 金	216,933	61,323
借 用 金	40,728	16,720
当 座 借 越	-	-
借 入 金	40,728	16,720
そ の 他 負 債	338,844	323,561
未 決 済 為 替 借	25,408	31,562
未 払 費 用	58,348	57,685
給 付 補 填 備 金	306	201
未 払 法 人 税 等	108,933	99,345
前 受 収 益	23,246	23,802
払 戻 未 済 金	42,506	68,262
リ ー ス 債 務	2,030	597
資 産 除 去 債 務	425	435
そ の 他 の 負 債	77,637	41,668
賞 与 引 当 金	46,818	47,290
退 職 給 付 引 当 金	126,224	130,675
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	133,002	103,374
偶 発 損 失 引 当 金	31,435	26,752
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	101	114
緑 延 税 金 負 債	-	-
再 評 価 に 係 る 緑 延 税 金 負 債	57,094	57,094
債 務 保 証	268,543	258,660
負 債 の 部 合 計	97,013,338	96,941,174
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	2,212,483	2,211,038
普 通 出 資 金	2,212,483	2,211,038
利 益 剰 余 金	2,409,266	2,594,511
利 益 準 備 金	924,466	974,466
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,484,799	1,620,045
特 別 積 立 金	1,150,000	1,250,000
当 期 末 処 分 剰 余 金	334,799	370,045
組 合 員 勘 定 合 計	4,621,749	4,805,550
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 406,769	△ 534,103
土 地 再 評 価 差 額 金	110,667	110,667
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 296,102	△ 423,436
純 資 産 の 部 合 計	4,325,646	4,382,113
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	101,338,985	101,323,288

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)の協力の下に審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企业年金基金)に加入しており、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができますいため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。

当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

219,079百万円

年金資産の額 年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 差引額

216,116百万円 2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合 (自令和4年4月1日～至令和5年3月31日)

0.699%

(3) 补足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び緑越不足金(又は別途積立金)14,056百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。

なお、特別掛け金の額はあらかじめ定められた掛け金率を掛け金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、貯金計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

14. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金・代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外國為替送金手数料等の外國為替業務に基づくものがあります。

為替業務及び他の役務取引等にかかる業務は、通常、対価の受領と同時に充足されると認められるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 収益および地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融資産は生としてお客様からの預金であり、流动性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資権限規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部のほか審査部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には事務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 債務変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、総合企画部は、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、債務変動リスクの軽減を図っております。
総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総合企画部を通じ、常勤役員会及び理事会において定期的に報告されております。

④ 市場リスクに関する定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定めた事項（平成十九年金融庁告示第十七号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、IRRBB基準による上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は1,804百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しております。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

⑤ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑥ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品時価の算定においては一定の前提条件等を採用してあるため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて示しております。（注1）参照）

18. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	23,751	23,698	△ 53
(2) 有価証券	12,626	12,626	-
その他有価証券	12,626	12,626	-
(3) 貸出金（*1） 貸倒引当金（*2）	62,470 △ 1,668	62,129	1,327
金 融 資 産 計	97,179	98,453	1,274
(1) 預 金 積 金（*1）	95,976	95,854	△ 122
(2) 借 用 金（*1）	16	16	-
金 融 負 債 計	95,993	95,871	△ 122

(*1) 貸出金、預け金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関する市場参加者からリスクの対価を認められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価格を時価とみなしてあります。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（OISレート）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしてあります。定期預金の時価は、一定の期間ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を種類別の市場金利（OISレート）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿簿価と近似していると考えられるため、当該帳簿簿価を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿簿価と近似していることから、当該帳簿簿価を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておらず。

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（*1）	3
非上場株式（*1）	209
組合出資金（*2）	37
合 計	249

(*1) 子会社株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和3年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

19. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。以下23まで同様であります。

(1) 買賣目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他の有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

国 地 方 社 の 小	貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
債	602百万円	599百万円	2百万円
債	1,754百万円	1,656百万円	97百万円
債	1,244百万円	1,211百万円	33百万円
他	275百万円	224百万円	50百万円
計	3,876百万円	3,693百万円	183百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

国 地 方 社 の 小	貸借対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
債	231百万円	249百万円	△ 18百万円
債	2,357百万円	2,505百万円	△ 147百万円
債	5,136百万円	5,502百万円	△ 366百万円
他	1,024百万円	1,158百万円	△ 134百万円
計	8,749百万円	9,416百万円	△ 666百万円
合 計	12,626百万円	13,109百万円	△ 483百万円

20. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当事業年度中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
400百万円	0百万円	30百万円
1年以内	1年超	5年超
2,000百万円	400百万円	-
106百万円	424百万円	1,525百万円
300百万円	800百万円	2,200百万円
176百万円	242百万円	-
計	1,866百万円	3,725百万円
		6,450百万円

23. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもつて貸借対照表額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）。しております。当事業年度において、時価のあるその他の有価証券で減損処理を行なった銘柄はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、事業年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合等であります。

24. 同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、外国為替「その他の資産」中の未収利息及び返払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行なっている場合のその有価証券（使用貸付又は貯蔵貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれに準ずる債権額	1,319百万円
危険債権	1,161百万円
3月以上延滞債権額	28百万円
貸出条件緩和債権額	96百万円
合計額	2,605百万円

破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債務の元本の回収及び利息の支取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、危険債権額は、債務引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引手手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又是（再）担保する方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は191百万円であります。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,566百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものは任意の時期に無条件で取消可能なものか2,891百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他の相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じておられます。

27. 有形固定資産の減価償却累計額

2,110百万円

28. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

69百万円

29. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

142百万円

30. 子会社等の株式又は出資金の総額

17百万円

31. 子会社等に対する金銭債務総額

3百万円

32. 緑延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

担保提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 3,010百万円

上記のほか内閣為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。

また、全国信用協同組合連合会への保障基金定期預金として、預戻しに制限のある預け金351百万円を預け入れております。

秋田市及び大館市の水道、工業用水道、下水道事業収納金取扱いのため保証金合計0百万円を担保として差し入れております。

34. 出資1口当たりの純資産額は990円96銭です。

35. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客から生じた債権及び契約負債の残高に重要性はありません。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	1,674,538	1,798,102
資 金 運 用 収 益	1,560,443	1,559,114
貸 出 金 利 息	1,384,416	1,379,691
預 け 金 利 息	30,428	35,495
有 価 証 券 利 息 配 当 金	124,972	123,576
その他の受入利息	20,625	20,351
役 務 取 引 等 収 益	83,985	113,967
受 入 為 替 手 数 料	28,394	28,181
その他の役務収益	55,591	85,785
そ の 他 業 務 収 益	14,548	118,866
国 債 等 債 券 売 却 益	25	242
国 債 等 債 券 償 戻 益	-	53,916
その他の業務収益	14,523	64,707
そ の 他 経 常 収 益	15,560	6,153
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	-	-
償 却 債 権 取 立 益	760	499
株 式 等 売 却 益	-	-
そ の 他 の 経 常 収 益	14,800	5,653
経 常 費 用	1,432,216	1,450,344
資 金 調 達 費 用	11,635	9,156
預 金 利 息	11,747	9,045
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	181	111
借 用 金 利 息	△ 293	-
役 務 取 引 等 費 用	99,317	113,075
支 払 為 替 手 数 料	10,660	10,956
その他の役務費用	88,657	102,119
そ の 他 業 務 費 用	62,606	60,488
国 債 等 債 券 売 却 損	62,551	34,297
国 債 等 債 券 償 戻 損	-	25,310
金 融 派 生 商 品 費 用	-	534
そ の 他 の 業 務 費 用	54	346
経 費	1,202,273	1,168,946
人 件 費	686,619	668,599
物 件 費	448,000	445,029
税 金	67,653	55,317
そ の 他 経 常 費 用	56,383	98,677
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	49,310	69,795
株 式 等 償 却	-	-
そ の 他 の 経 常 費 用	7,073	28,881
経 常 利 益	242,321	347,757
特 別 利 益	90,393	-
固 定 資 産 处 分 益	3,803	-
そ の 他 の 特 別 利 益	86,590	-
特 別 損 失	7,464	-
固 定 資 産 处 分 損	3,929	-
減 損 損 失	3,535	-
そ の 他 の 特 別 損 失	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益	325,250	347,757
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	115,788	105,715
法 人 税 等 調 整 額	△ 8,446	12,983
法 人 税 等 合 計	107,341	118,699
当 期 純 利 益	217,909	229,058
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	116,890	140,986
土 地 再 評 價 差 額 金 取 崩 額	-	-
当 期 末 处 分 剰 余 金	334,799	370,045

剩余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 处 分 剰 余 金	334,799	370,045
剩 余 金 处 分 額	193,812	194,288
利 益 準 備 金	50,000	50,000
特 別 積 立 金	100,000	100,000
普通出資に対する配当金	43,812	(年2.00%) 44,288
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	140,986	175,756

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	1,548,807	1,549,958
資 金 運 用 収 益	1,560,443	1,559,114
資 金 調 達 費 用	11,635	9,156
役 務 取 引 等 収 支	△ 15,331	891
役 務 取 引 等 収 益	83,985	113,967
役 務 取 引 等 費 用	99,317	113,075
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 48,057	58,378
そ の 他 業 務 収 益	14,548	118,866
そ の 他 業 務 費 用	62,606	60,488
業 務 粗 利 益	1,485,418	1,609,228
業 務 粗 利 益 率	1.41%	1.53%
業 務 純 益	351,220	485,133
実 質 業 務 純 益	294,955	459,181
コ ア 業 務 純 益	357,482	464,630
コ ア 業 務 純 益 (除く投資信託解約損益)	357,482	464,630

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	83,985	113,967
受 入 為 替 手 数 料	28,394	28,181
そ の 他 の 受 入 手 数 料	49,916	78,780
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	5,674	7,005
役 務 取 引 等 費 用	99,317	113,075
支 払 為 替 手 数 料	10,660	10,956
そ の 他 の 支 払 手 数 料	56,481	69,409
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	32,175	32,710

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	686,619	668,599
報 酬 給 料 手 当	551,658	532,522
退 職 給 付 費 用	36,915	34,997
そ の 他	98,046	101,080
物 件 費	448,000	445,029
事 務 費	220,646	213,055
固 定 資 産 費	87,775	79,558
事 業 費	45,709	48,309
人 事 厚 生 費	7,981	10,482
減 価 償 却 費	71,757	78,989
そ の 他	14,129	14,634
税 金	67,653	55,317
経 費 合 計	1,202,273	1,168,946

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 51円20銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、114,838千円であります。収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	△ 16,795	△ 1,329
支払利息の増減	△ 6,459	△ 2,479

総資金利鞘等

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 (a)	1.48	1.48
資金調達原価率 (b)	1.18	1.14
総資金利鞘 (a - b)	0.30	0.34

総資産利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.22	0.32
総資産当期純利益率	0.20	0.21

(注) 総資産経常(当期純) 利益率 = 経常(当期純) 利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

業務純益

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
業務純益	351,220	485,133

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「鈴木崇大公認会計士」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日

秋田県信用組合

理事長 藤原保

●電気自動車（EV）導入 土崎支店、合川支店

令和5年5月31日に土崎支店で2台、6月8日に合川支店で1台導入しました。店舗に設置した太陽光パネルで発電した電気を、車両に充電し活用しております。

当組合は令和5年5月22日に「あきたゼロカーボンアクション宣言事業者」および「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議」に登録しており、今後も脱炭素社会の実現に向けて活動してまいります。



資金の調達と運用

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	R4年度	105,306 ^{百万円}	1,560,443 ^{千円}	1.48%
	R5年度	104,903	1,559,114	1.48
うち 貸出金	R4年度	62,179	1,384,416	2.22
	R5年度	61,509	1,379,691	2.24
うち 預け金	R4年度	29,367	30,428	0.10
	R5年度	29,575	35,495	0.12
うち 有価証券	R4年度	13,401	124,972	0.93
	R5年度	13,460	123,576	0.91

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	R4年度	101,392 ^{百万円}	11,635 ^{千円}	0.01%
	R5年度	101,107	9,156	0.00
うち 預金積金	R4年度	101,054	11,929	0.01
	R5年度	101,052	9,156	0.00

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（R4年度10百万円、R5年度12百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

(注) 2. 資金調達勘定の利息は借用金利息（R4年度293千円）を控除して表示しております。

1店舗当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当たりの預金残高	6,398	6,398
1店舗当たりの貸出金残高	4,087	4,164

預貸率および預証率 (単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
預貸率	(期末)	63.89
	(期中平均)	61.53
預証率	(期末)	13.66
	(期中平均)	13.26

(注) 1. 預貸率＝貸出金／(預金積金+譲渡性預金) × 100

2. 預証率＝有価証券／(預金積金+譲渡性預金) × 100

職員1人当たりの預金および貸出金残高 (単位：百万円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当たりの預金残高	872	880
職員1人当たりの貸出金残高	557	573

資金の調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	38,090	37.7	39,860	39.5
定期性預金	62,963	62.3	61,191	60.5
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	101,054	100.0	101,052	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	76,228	79.4	75,417	78.6
法人	19,741	20.6	20,559	21.4
一般法人	16,478	17.2	17,315	18.0
金融機関	0	0.0	0	0.0
公金	3,263	3.4	3,243	3.4
合計	95,970		95,976	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	56,407	54,662
変動金利定期預金	7	5
その他の定期預金	177	165
合計	56,591	54,832

資金の運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	180	0.3	173	0.3
手形貸付	2,129	3.4	2,386	3.9
証書貸付	56,382	90.7	55,462	90.1
当座貸越	3,487	5.6	3,487	5.7
合 計	62,179	100.0	61,509	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和4年度末	521	0.9	1
	令和5年度末	514	0.8	0
有価証券	令和4年度末	-	-	-
	令和5年度末	-	-	-
動産	令和4年度末	8	0.0	-
	令和5年度末	6	0.0	-
不動産	令和4年度末	24,221	39.5	9
	令和5年度末	24,964	40.0	10
その他	令和4年度末	2	0.0	206
	令和5年度末	2	0.0	194
小計	令和4年度末	24,753	40.4	216
	令和5年度末	25,487	40.8	204
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	13,725	22.4	-
	令和5年度末	12,774	20.5	-
保証	令和4年度末	21,211	34.6	51
	令和5年度末	22,152	35.5	54
信用	令和4年度末	1,627	2.7	-
	令和5年度末	2,055	3.3	-
合計	令和4年度末	61,318	100.0	268
	令和5年度末	62,470	100.0	258

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	182	125	-	182
	令和5年度	125	99	-	125
個別貸倒引当金	令和4年度	1,526	1,518	113	1,413
	令和5年度	1,518	1,569	45	1,473
合計	令和4年度	1,708	1,644	113	1,595
	令和5年度	1,644	1,668	45	1,599

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	-	-

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度末		業種別	令和5年度末	
	金額	構成比		金額	構成比
製造業	3,111	5.07	製造業	3,174	5.08
農業、林業	987	1.60	農業、林業	782	1.25
漁業	25	0.04	漁業	24	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	95	0.15	鉱業、採石業、砂利採取業	122	0.19
建設業	6,620	10.79	建設業	6,966	11.15
電気、ガス、熱供給、水道業	2,095	3.41	電気、ガス、熱供給、水道業	2,649	4.24
情報通信業	41	0.06	情報通信業	41	0.06
運輸、郵便業	1,373	2.23	運輸、郵便業	1,301	2.08
卸売業、小売業	4,786	7.80	卸売業、小売業	4,585	7.33
金融・保険業	25	0.04	金融・保険業	0	0.00
不動産業	10,879	17.74	不動産業	11,423	18.28
物品貸貸業	21	0.03	物品貸貸業	0	0.00
学術研究、専門、技術サービス業	782	1.27	学術研究、専門、技術サービス業	753	1.20
宿泊業	264	0.43	宿泊業	232	0.37
飲食業	1,265	2.06	飲食業	1,214	1.94
生活関連サービス業、娯楽業	3,430	5.59	生活関連サービス業、娯楽業	3,415	5.46
教育、学習支援業	43	0.07	教育、学習支援業	35	0.05
医療、福祉	748	1.21	医療、福祉	676	1.08
その他サービス	6,734	10.98	その他サービス	5,981	9.57
その他の産業	710	1.15	その他の産業	727	1.16
小計	44,044	71.82	小計	44,109	70.60
地方公共団体	3,069	5.00	地方公共団体	3,416	5.46
雇用・能力開発機構等	-	-	雇用・能力開発機構等	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,204	23.16	個人(住宅・消費・納税資金等)	14,943	23.92
合計	61,318	100.00	合計	62,470	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	33,809	55.1	34,440	55.1
設備資金	27,509	44.9	28,029	44.9
合計	61,318	100.0	62,470	100.0

貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	31,573	30,567
変動金利貸出	29,745	31,903
合計	61,318	62,470

有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	921	6.9	849	6.3
地方債	3,904	29.1	4,172	31.0
短期社債	-	-	-	-
社債	6,604	49.3	6,779	50.4
株式	212	1.6	212	1.6
外国証券	986	7.4	813	6.0
その他の証券	771	5.8	631	4.7
合計	13,401	100.0	13,460	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	令和4年度末	0	0	606	0
	令和5年度末	0	200	401	0
地方債	令和4年度末	0	0	417	977
	令和5年度末	0	100	410	1,640
短期社債	令和4年度末	-	-	-	-
	令和5年度末	-	-	-	-
社債	令和4年度末	0	0	806	2,151
	令和5年度末	0	300	801	2,161
株式	令和4年度末	212	0	0	0
	令和5年度末	212	0	0	0
外証券	令和4年度末	215	119	0	0
	令和5年度末	112	0	0	0
その他の証券	令和4年度末	174	74	392	0
	令和5年度末	172	176	242	0
合計	令和4年度末	602	194	2,222	3,128
	令和5年度末	497	777	1,856	3,801
					5,941

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

その他の有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和4年度末			令和5年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	606	599	6	602	599	2
	地方債	1,688	1,563	125	1,754	1,656	97
	社債	1,159	1,112	46	1,244	1,211	33
	その他	377	309	67	275	224	50
	小計	3,831	3,585	246	3,876	3,693	183
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	239	249	△10	231	249	△18
	地方債	2,291	2,405	△114	2,357	2,505	△147
	社債	5,307	5,602	△295	5,136	5,502	△366
	その他	1,193	1,358	△165	1,024	1,158	△134
	小計	9,031	9,616	△584	8,749	9,416	△666
合計		12,863	13,202	△338	12,626	13,109	△483

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	令和4年度末		令和5年度末	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式		3		3
非上場株式		209		209
組合出資金		41		37
合計		254		249

(注) 当事業年度中に、次に該当するものはございません。(有価証券勘定)

・売買目的に区分した有価証券　・当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　・当事業年度中に保有目的を変更した有価証券

管理債権の状況

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,421	333	1,088	100.00	100.00
	令和5年度	1,319	235	1,082	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	1,169	591	430	87.39	74.49
	令和5年度	1,161	604	486	93.97	87.39
要管理債権	令和4年度	215	34	3	17.64	1.67
	令和5年度	125	39	11	41.19	13.91
三月以上延滞債権	令和4年度	13	5	0	42.34	1.39
	令和5年度	28	9	2	42.82	13.96
貸出条件緩和債権	令和4年度	202	29	2	16.83	1.75
	令和5年度	95	28	9	39.34	13.60
小計	令和4年度	2,806	959	1,521	88.42	82.41
	令和5年度	2,606	880	1,569	93.98	90.90
正常債権	令和4年度	58,824				
	令和5年度	60,190				
合計	令和4年度	61,630				
	令和5年度	62,796				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（上記1.を除く）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.2.及び4.を除く）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（上記1.2.及び3.を除く）です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の構成と充実状況

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：秋田県信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、2,211百万円となります。

■自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和4年度	経過措置による 不算入額	令和5年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	4,577		4,761	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,212		2,211	
うち、利益剰余金の額	2,409		2,594	
うち、外部流出予定額(△)	43		44	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	125		99	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	125		99	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	7			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,711		4,861	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	14	0	11	0
うち、のれんに係るもの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	0	11	0
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (口)	14		11	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)-(口)) (ハ)	4,697		4,850	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	47,750		49,183	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	104		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	104		-	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,904		2,939	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーション・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	50,654		52,123	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(二))	9.27%		9.30%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ^{※1}	47,750	1,910	49,183	1,967
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー ^{※2}	47,501	1,900	48,876	1,955
(i) ソブリン向け	164	6	157	6
(ii) 金融機関向け	5,611	224	5,392	215
(iii) 法人等向け	18,617	744	18,886	755
(iv) 中小企業等・個人向け	6,153	246	6,153	246
(v) 抵当権付住宅ローン	2,479	99	2,563	102
(vi) 不動産取得等事業向け	9,455	378	10,474	418
(vii) 三月以上延滞等	391	15	316	12
(viii) 出資等	721	28	722	28
出資等のエクスボージャー	721	28	722	28
重要な出資のエクスボージャー	0	0	0	0
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	356	14	356	14
(xi) その他	3,549	141	3,851	154
②証券化エクスボージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が摘要されるエクスボージャー	145	5	202	8
ルック・スルー方式	0	0	0	0
マンデート方式	0	0	0	0
蓋然性方式(250%)	145	5	202	8
蓋然性方式(400%)	0	0	0	0
フォールバック方式(1250%)	0	0	0	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	104	4		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	0	0	0	0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関連エクスボージャー	-	-	-	-
口. オペレーションナル・リスク	2,904	116	2,939	117
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	50,654	2,026	52,123	2,084

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4% 2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には「有形固定資産、無形固定資産」等が含まれます。 6. オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー	310	314	2,909	3,050	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	75	87	-	-	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	188	191	2,818	2,967	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	-	-	52	25	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	46	35	-	-	-	-	-	-
⑦三月以上延滞等	0	0	0	8	-	-	-	-
⑧出資等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスボージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスボージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨その他	0	0	38	47	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスボージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスボージャー)を含みません。 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスボージャーです。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産…等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証…等ありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券…等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金…等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」…等が該当します。

■当事業年度中に次に該当する取引、及び該当事項はございません。

- 先物取引、オフバランス取引、金銭の信託(運用目的、満期保有目的及びその他目的)
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
- 証券化エクスボージャーに関する事項

金利リスクに関する事項

■IRRBB：金利リスク

(単位：百万円)

	△EVE		△NII	
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
上方パラレルシフト	1,984	1,804	0	0
下方パラレルシフト	0	0	0	0
ステイープ化	1,712	1,586		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	1,984	1,804	0	0
自己資本の額		令和4年度末	令和5年度末	
		4,697	4,850	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■定性的な開示事項

金利リスクとは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを指しますが、当組合においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、SKC-ALMシステム等による定期的な計測・評価を行い、リスク管理担当部署で検討するとともに、定期的に理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに務めております。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券及び投資信託、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、IRRBB基準による上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、1,804百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

信用リスクに関する事項（証券化工クスボージャーを除く）

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中の増減額			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	67	81	5	14	-	-
農業・林業	4	0	4	△4	-	-
漁業	21	21	11	0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	19	72	8	53	-	-
建設業	226	235	△6	9	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	608	524	△8	△84	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	62	202	34	140	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	158	137	△120	△21	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門、技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	172	170	49	△2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	0	0	△113	0	-	-
その他サービス	83	75	44	△84	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	93	47	79	△46	-	-
合計	1,518	1,569	△8	51	0	0

(注1) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	1,067	15,480	834	14,154
10	1,554	6,476	1,453	6,711
20	738	21,775	883	23,819
35	0	7,130	0	7,358
50	3,887	1,224	3,723	1,109
75	0	9,849	0	9,855
100	1,682	29,910	1,518	31,607
150	0	54	0	44
250	0	58	0	81
1,250	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	8,929	91,960	8,413	94,742

(注) 1. 格付けは、適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。 3. コア資本に係る調整項目となつたエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）

(単位：百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞エクspoージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
国 内	101,960	101,485	268	258	11,450	11,101	-	-	1,568 1,469	
国 外	1,012	969	0	0	1,012	969	-	-	0 0	
地 域 別 合 計	102,972	102,455	268	258	12,462	12,070	-	-	1,568 1,469	
製 造 業	3,145	3,208	0	0	888	754	-	-	65 96	
農 業 · 林 業	1,109	925	35	38	0	0	-	-	4 0	
漁 業	25	24	0	0	0	0	-	-	0 0	
鉱業・碎石業・砂利採取業	95	122	0	0	98	95	-	-	0 77	
建 設 業	7,106	7,497	195	193	0	0	-	-	296 294	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,136	2,696	0	9	1,096	958	-	-	658 524	
情 報 通 信 業	41	41	0	0	298	475	-	-	0 0	
運 輸 業 · 郵 便 業	1,399	1,307	20	0	721	860	-	-	0 0	
卸 売 業 · 小 売 業	4,978	4,751	11	11	99	91	-	-	117 131	
飲 食 業	1,437	1,375	3	2	0	0	-	-	11 27	
金 融 · 保 険 業	5,733	5,487	0	0	1,309	1,124	-	-	0 0	
不 動 産 業	11,174	11,749	0	0	597	470	-	-	331 257	
そ の 他 サ ー ビ ス	7,115	6,400	0	1	193	253	-	-	10 0	
学術研究・専門・技術サービス業	1,025	1,018	0	0	0	0	-	-	0 0	
生活関連サービス業・娯楽業	3,744	3,760	0	0	402	402	-	-	2 0	
個 人	12,164	12,759	2	1	0	0	-	-	65 56	
物 品 賃 貸 業	21	0	0	0	0	0	-	-	0 0	
宿 泊	264	232	0	0	0	0	-	-	0 0	
医 療 、 福 祉	748	676	0	0	0	0	-	-	0 0	
教 育 、 学 習 支 援 業	43	35	0	0	0	0	-	-	0 0	
そ の 他	29,633	28,382	0	0	0	0	-	-	3 2	
国 · 地 方 公 共 団 体 等	9,825	10,000	0	0	6,756	6,584	-	-	0 0	
業 種 别 合 計	102,972	102,455	268	258	12,462	12,070	-	-	1,568 1,469	
1 年 以 下	21,328	24,628	185	207	100	601	-	-		
1 年 超 3 年 以 下	11,833	5,939	37	4	815	911	-	-		
3 年 超 5 年 以 下	6,978	10,242	3	1	927	702	-	-		
5 年 超 7 年 以 下	6,064	10,748	3	1	205	1,780	-	-		
7 年 超 10 年 以 下	17,719	11,711	0	0	2,024	2,021	-	-		
10 年 超	33,347	33,898	39	43	8,165	5,941	-	-		
期間の定めのないもの	1,328	989	0	0	222	112	-	-		
そ の 他	4,372	4,297	0	0	0	0	-	-		
残 存 期 间 别 合 計	102,972	102,455	268	258	12,462	12,070	-	-		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、投資信託（一部）、未決済為替貸、その他の資産の一部、有形無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれおりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

出資等エクスポートに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	1,171	-	1,154	-
合計	1,171	-	1,154	-

(注)1. 出資等エクスポートには、保有株式(非上場)、投資信託、出資が含まれます。2. 投資信託は複数の資産を裏付としており、上場・非上場の確認が困難であることから非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

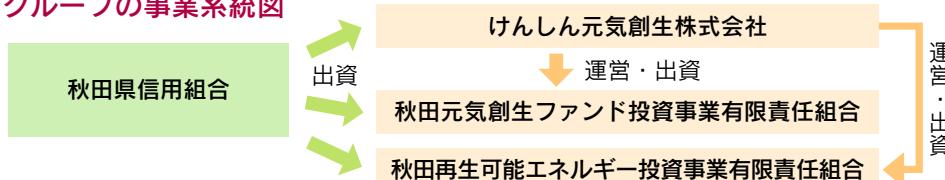
(単位：百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
評価損益	△ 406	△ 534

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とはその他有価証券の評価損益です。

当組合および子会社等の概況

■秋田県信用組合グループの事業系統図



■子会社等の概況

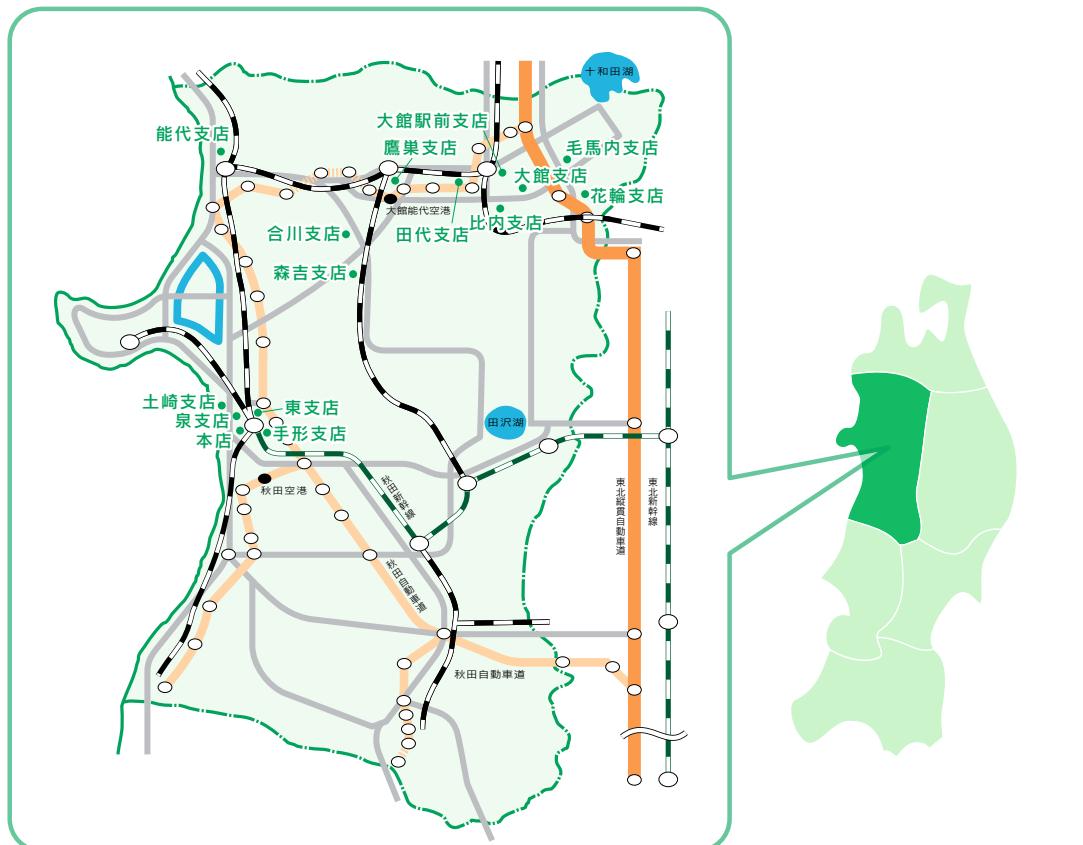
会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金(百万円)	議決権所有割合
けんしん元気創生株式会社	秋田市中通6丁目16-11シティパレス駅前1階	投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務	平成27年 9月18日	3	100%
秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル	地域活性化に関する投資業務	平成27年10月15日	200	—
秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル	木質バイオマスを中心とした再生可能エネルギー事業に関する投資業務	平成31年 1月11日	105	—

■連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ ごあいさつ 2	28. コア業務純益(除く投資信託解約損益) * 24	56. リスク管理態勢 * 17
【概況・組織】	29. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 * 24	57. 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書 * 22~24
1. 事業方針 3	30. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り * 26	58. リスク管理債権及び金融再生法顯示債権に対する全額 * 29
2. 事業の組織 * 6	31. 資金利鞘等 * 25	(1) 破産更生債権及びこれらに準する債権
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) * 6	32. 受取利息、支払利息の増減 * 25	(2) 危険債権
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) * 35	33. 役務取引の状況 24	(3) 三月以上延滞債権
5. 自動機器設置状況 35	34. 経費の内訳 24	(4) 貸出条件緩和債権
6. 地区一覧 35	35. 総資産経常利益率 * 25	59. 自己資本の構成と充実状況 * 30~34
7. 組合員の推移 5	36. 総資産当期純利益率 * 25	60. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項 * 28
【主要事業内容】	37. 預金種別平均残高 * 26	61. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) * 27
8. 主要な事業の内容 * 18	38. 預金者別預金残高 26	62. 貸出金償却の額 * 27
9. 信用組合の代理業者 * 取扱なし	39. 職員1人当たり預金残高 26	63. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について 25
【業務に関する事項】	40. 1店舗当たり預金残高 26	64. 会計監査人による監査 * 25
10. 事業概況 * 3	41. 定期預金種類別残高 * 26	【その他の業務】
11. 経常収益 * 4	42. 貸出金種類別平均残高 * 27	65. 手数料一覧 19~20
12. 業務純益 25	43. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 * 27	【その他】
13. 経常利益 * 4	44. 貸出本金利区分別残高 * 27	66. トピックス 20
14. 当期純利益 * 4	45. 貸出金使途別残高 * 27	67. 当組合のあゆみ(沿革) 20
15. 出資総額、出資口数 * 4	46. 貸出金業種別残高、構成比 * 27	68. 総代会 5
16. 純資産額 * 4	47. 預貸率(期末・期中平均) * 26	69. 繙続企業の前提の疑義 * 該当なし
17. 総資産額 * 4	48. 職員1人当たり貸出金残高 26	70. 報酬体系について 14
18. 預金積金残高 * 4	49. 1店舗当たり貸出金残高 26	71. 当組合および子会社等の概況 34
19. 貸出金残高 * 4	【地域貢献に関する事項】	72. S D G s宣言 15
20. 有価証券残高 * 4	50. 商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱なし	
21. 単体自己資本比率 * 4	51. 有価証券の種類別平均残高 * 28	
22. 出資に対する配当金 * 4	52. 有価証券種類別残存期間別残高 * 28	
23. 職員数 * 4	53. 預証率(期末・期中平均) * 26	
【主要業務に関する指標】	54. コンプライアンス態勢 * 16	
24. 業務粗利益および業務粗利益率 * 24	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 * 17	
25. 業務純益 * 24		
26. 実質業務純益 * 24		
27. コア業務純益 * 24		



表紙写真について

ヘアピンカーブに蛇行する米代川にはさまれて低い山が七つ連なる七座山（ななくらやま）を、対岸の県立自然公園きみまち阪から眺望したものです。

「曲げわっぱ」は、秋田民謡の「秋田音頭」にも謡われており、日本三大美林の一つである樹齢200年の「天然秋田杉」を3年間乾燥させ、きれいで美しい節のない柾目板を材料に作られた、郷土の工芸品として全国に知られています。

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

(自動機器設置状況) (令和6年6月末現在)

店名	住所	電話	ATM
本部	〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4-5	018-831-3551	—
本店	〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4-5	018-833-7733	1台
泉支店	〒010-0917 秋田県秋田市泉中央五丁目16-23	018-824-1381	1台
土崎支店	〒011-0943 秋田県秋田市土崎港南二丁目3-53	018-845-2339	1台
東支店	〒010-0041 秋田県秋田市広面字蓮沼88-1	018-835-2808	1台
手形支店	〒010-0851 秋田県秋田市手形字西谷地166	018-884-1460	1台
鷹巣支店	〒018-3322 秋田県北秋田市住吉町2-10	0186-62-1480	2台
森吉支店	〒018-4301 秋田県北秋田市米内沢字薬師下83-2	0186-72-4181	1台
合川支店	〒018-4272 秋田県北秋田市新田目字大野70-4	0186-78-2150	1台
能代支店	〒016-0892 秋田県能代市景林町8-1	0185-54-4166	1台
花輪支店	〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字中花輪120-1	0186-23-3260	1台
毛馬内支店	〒018-5334 秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下4-4	0186-35-2291	1台
大館支店	〒017-0844 秋田県大館市字新町69	0186-43-3434	1台
大館駅前支店	〒017-0044 秋田県大館市御成町二丁目19-29	0186-44-5111	1台
田代支店	〒018-3505 秋田県大館市早口字弥五郎沢7-3	0186-54-3307	1台
比内支店	〒018-5701 秋田県大館市比内町扇田字下扇田2	0186-55-3088	1台

■店外ATM店

店名	住所	ATM
鷹巣支店たかのすモール出張所	秋田県北秋田市栄字前綱62-1	1台

秋田県信用組合

〒010-0011 秋田県秋田市南通亀の町4番5号

Tel.018-831-3551 Fax.018-833-2400

<https://www.akita-kenshin.jp>

E-mail : info@akita-kenshin.jp